

# 女子窃盗事犯者の処遇方策に係る研究

東京保護観察所保護観察官 松尾 久実子

## (要旨)

本研究の目的は、窃盗事犯の成人女性の犯罪プロセスを分析することによって、再犯防止のための処遇に役立つ知見を得ることである。

全国にある6か所の女子更生保護施設に入所中で、本件が窃盗である保護観察対象者23名について、半構造化面接を実施して面接内容の逐語録を作成し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの方法に準じて分析を行った。また、保護観察事件記録を精査し、窃盗に結びつくと思われる生育歴や精神状況について整理した。

面接結果から、26個の概念が生成され、保護観察事件記録の調査から、窃盗に結びつくと思われる生育歴及び精神状況についてそれぞれ3個の要因が見いだされた。各概念及び要因同士の関係を検討し、「窃盗に至るまでのプロセスの概念図」及び「窃盗後のプロセスの概念図」を作成した。

これらの概念図に基づき女子窃盗事犯者の保護観察における効果的な処遇の在り方について考察し、窃盗防止プログラムの作成及び実施について提案した。

キーワード：**女子窃盗事犯者、グラウンデッドセオリーアプローチ、処遇プログラム、認知行動療法**

## 1 目的

窃盗は、刑法犯認知件数の約7割を占めており、「国民が最も身近で被害に遭いやすく、身近に不安を感じる犯罪の一つ」とされている。再犯防止に向けた総合対策において、刑務所出所者等の2年以内再入率を10年間で20%減少させることが政府目標として掲げられているが、平成26年出所者の2年以内再入率が18.5%である一方、窃盗事犯者は23.3%であり、窃盗の2年以内再入率が他の罪名と比べて一貫して最も高くなって

いる。このことから、政府目標を達成し、再犯防止を一層推進するためには、窃盗事犯者の再犯防止施策を充実させることが重要であるといえる。

窃盗事犯者のうち、女子の窃盗事犯者については、先行研究で、背景要因として精神的問題や家族関係の不安定さ、盗みの衝動が指摘されており、処遇に特に困難を伴う。しかし、それらの問題の具体的内容や、犯罪に影響するプロセスが明らかにならず、有効な処遇を考える上での基盤が

未確立である。

そこで、本研究では、窃盗事犯の成人女性の犯罪プロセスを分析することによって、処遇に有益な知見を得ることを目的とする。

## 2 方法

全国にある6か所の女子更生保護施設(栃木明德会, 荒川寮, 両全会, 洗心之家, 白光荘及び梅香寮)に入所中で、本件が窃盗である保護観察対象者を対象として、あらかじめ面接の趣旨を説明し、書面による同意を求めた。そのうち、面接調査への同意をした23名の者について、本職が各施設に向き面接調査を行った。調査対象者の一覧を表1に示す。面接時間は原則として1人

90分以内とし、半構造化面接を行った。調査時に、調査対象者に対し面接内容の録音についての可否を尋ね、可と回答した22名についてICレコーダーで面接内容を録音した。また、全ての調査対象者について、保護観察事件が係属している保護観察所において保護観察事件記録を閲覧した。

面接の録音を行った22名について、面接内容の逐語録を作成し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(木下, 2003)の方法に準じて分析を行った。具体的には、個々の面接対象者との面接の逐語録を精査した上で、逐語録の中で窃盗に関わる要因を述べている箇所注目し、それを1つの具体例「ヴァリエーション」(木下, 2003)とし、か

表1 調査対象者一覧

対象者名	更生保護施設名	年齢	入所度数	事件の態様
A	a	67	5	生活苦から住居侵入窃盗を繰り返した。
B	a	46	1	夫とともに万引きと盗品の売買を繰り返した。
C	a	72	5	酒等を万引きした。
D	b	46	4	生活苦, ストレスから食料品を万引きした。
E	b	51	4	ストレスにより食品, ガスコンロ等を万引きした。
F	b	64	1	生活苦により食料品を万引きした。
G	b	51	5	ストレス, 今後の不安から財布を万引きした。
H	b	50	2	ストレス, 好きなものを食べたいという気持ちから食料品を万引きした。
I	b	58	3	ストレス, 生活苦から食料品を万引きした。
J	c	61	3	ワンピース等を万引きした。精神薬への依存がある。
K	c	61	5	内夫とともに店舗荒らしを繰り返した。
L	c	50	1	ストレス, 体調不良, 経済面の不安, 寂しさ等から食料品を万引きした。
M	c	35	4	他人あての郵便物を窃取した。 覚せい剤取締法違反, 詐欺等犯罪歴が多岐にわたる。
N	c	24	1	稼働先で同僚の財布を盗んだ。加えて, 共犯とともに事務所荒らしを行った。
O	d	52	1	勤務先の介護施設において利用者のキャッシュカードを着服し, 現金を引き出して窃取した。
P	d	79	4	ストレスから置物等を万引きした。 クレプトマニアの診断で入院歴あり。
Q	d	59	1	食料品, ボディソープ, キャリーバッグ等を万引きした。
R	d	50	2	酒を万引きした。過去には生活苦による万引きを繰り返してきた。
S	e	55	4	生活苦からホームセンターにて仏花や菓子等を万引きした。
T	e	43	1	生活苦により, 夫と一緒に換金目的で書籍を窃取した。
U	f	60	6	睡眠薬を飲んだ状態で口紅等を万引きした。本件に暴力行為等処罰に関する法律違反もある。
V	f	70	1	抗がん剤による治療中に食料品の万引きをした。
W	f	61	1	躁状態で食料品等を万引きした。

つ、他の類似具体例をも説明できると考えられる説明概念を生成した。そして、その概念に該当する類似具体例を他の面接対象者の逐語録からも探し、個々の概念ごとに、概念名、定義、具体例を記載した分析ワークシートを作成した。分析ワークシートの例を図1に示す。また、各面接対象者の保護観察事件記録を精査し、主に身上調査書から情報収集を行い、窃盗に結びつくと思われる生育歴や精神状況について整理した。

次に、生成された概念と他の概念との関係を個々の概念ごとに検討した。また、個々の概念について、保護観察事件記録から明らかになった要因との関係についても検討を行い、概念の関係図を作成した。

### 3 結果と考察

面接結果から、26個の概念が生成された。加えて、保護観察事件記録の調査から、窃盗に結びつくと思われる生育歴について3個の要因、精神状況について3個の要因が見いだされた。

概念同士の関係について検討したところ、第一に、「いじめ被害」、「虐待・不適切な養育・喪失体験」等の生育歴が本人に心理的傷跡を残し、「対人不信・対人関係の不良」、「自己統制の不良・感情表現の困難」等の精神状況に結びつくことが分かった。そこで、これらを「傷つき体験」と命名した。第二に、これらの精神状況は、追い詰められた状況になっても他人に相談したり、助けを求めたりすることができない「救援欲求の不表明」や、夫や

図1 分析ワークシートの例

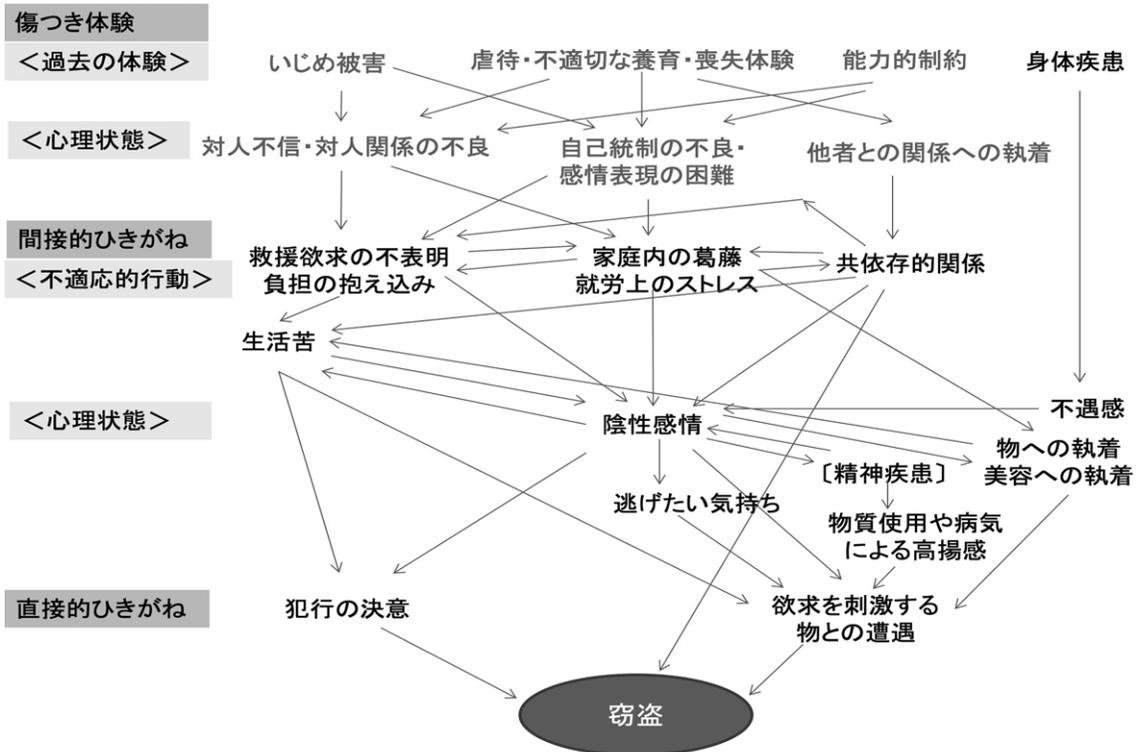
概念名	共依存的関係
定義	窃盗に至った理由に夫や交際相手の存在が関係しているにもかかわらず、その相手を見捨てられず、別れることができないこと。
ヴァリエーション	
B【そのときに、もうきついでから別れてしまおうとかっていうことはなかったんですか?】そうですね、そこまではいかなかったですね。はい。】 「そうですね、やっぱり夫の存在がちょっと大きかったんで、はい。」 「窃盗以外のときはほんとに仲いい夫婦だったんで、いろんなところに、どこに行くにも一緒にでかけるくらい仲良かったんですけど、ただ盗みをやるときだけは人が変わるような感じで、ちょっと怖かったんで。はい。」	
E【捕まったら、内縁の旦那は、今度捕まったらもう知らんでは言われてたんですよ。でもダメだと思ってたから、もう誰も面会来ないわと思ってたんですけど。内縁の旦那は来てくれましたね、面会に。留置所。来てくれて、何か、私を責めるんじゃなくて、自分を責めてました。そういえば、で、情状証人にも立ってくれましたね。あ、それ私思いついた。やっぱり私家帰ります。その気持ち忘れてた。【旦那さんはどうして自分を責めていたんですか?】だから私に苦勞させてたって言うてました。お金のこととか。お酒のこととか。言うてました。やっぱり先生に言います正直に。やっぱり(内夫のところ)帰る。この気持ち忘れてた私いま。留置所のときに、情状証人にせっかく立ってもらって、俺が悪かったって言うてくれる気持ち忘れてた。】 「(内夫はお酒を)もうやめるって言うてました。一応それも、あの、言ったんですよ。アルコールすごい飲んでるらしいって聞いたので、昨日電話かかってきて、昨日か一昨日電話かかってきて、もうお酒はやめるようにするって。だから、お祭りのときとかは飲むけど、そんなにもう飲まないって言うてくれたんで、それを信じるしか、私はないと思ってる。」	
K【あと相棒を1人にしておくとかわいそうだっていう、そういう変な、同情みたいなのがあって、駄目なんですよ。】 「1人だったら絶対私窃盗はしませんから。絶対しません。誰かがいる人が、全部男の人ですけど、1人だったら絶対私窃盗はしません。これはもう、声を大にして言いますね。【今までは、当時の内夫の方がいたから?】そうですね、当然ですよ。お金やるのもあるし、生活しなきゃならない、私が稼がなきゃならないという頭がずっとあったので。はい。」 「私の場合はすごい変わっているんで、自分よりも相手のほうが大切なんで、その、例えばそこに愛情が入ったりすると、じゃあ私が何でもしてあげようっていう感じなんですよ。男みたいな気質なんで。」 「だからほんとに私は、1人でやれば悪いことしなくていいんだけど、どうしても1人って、寂しいんですよ。あの、私もこんなことばかりやっているから身内とのつながりもないし。」	

子どもなど、家族のことで思うようにいかないことがあり、イライラや寂しさなどの陰性感情が生まれる「家庭内の葛藤」、窃盗に至った理由に夫や交際相手の存在が大きく関係しているのにもかかわらず、その相手を見捨てられず、別れることができない「共依存的関係」等につながっていた。さらに、これらの概念は、「生活苦」や、怒り、寂しさ、罪悪感、抑うつなどの「陰性感情」、店で見つけたものがどうしても欲しくなる「物への執着」、辛さや閉塞感、不安のある現状から逃げるために窃盗をしようとする「逃げたい気持ち」等に結びついていてきた。以上で述べた概念は、犯罪に直接結びつくものではなかったことから、「間接的ひきがね」という概念にまとめられた。第三に、「生活苦」や「陰性感

情」等の「間接的ひきがね」は、可能であれば窃盗を行おうと決意して窃盗ができる機会を探索する「犯行の決意」や、店舗で物を見たり、お金を盗ることができる状況になったときに初めて欲しい、盗りたいという欲求が高まる「欲求を刺激する物との遭遇」を経て、窃盗に結びつくことが明らかになった。これら2つの概念は、窃盗の直接的な契機となっていたため「直接的ひきがね」と命名した。以上のプロセスをまとめると、図2のとおりとなった。

窃盗を行った後は、まず、窃盗の成功により満足感や達成感、爽快感などを感じる「欲求の充足感」や、窃盗をすることで欲しいものを簡単に手に入れることができることを学習する「成功体験による学習」等が生ま

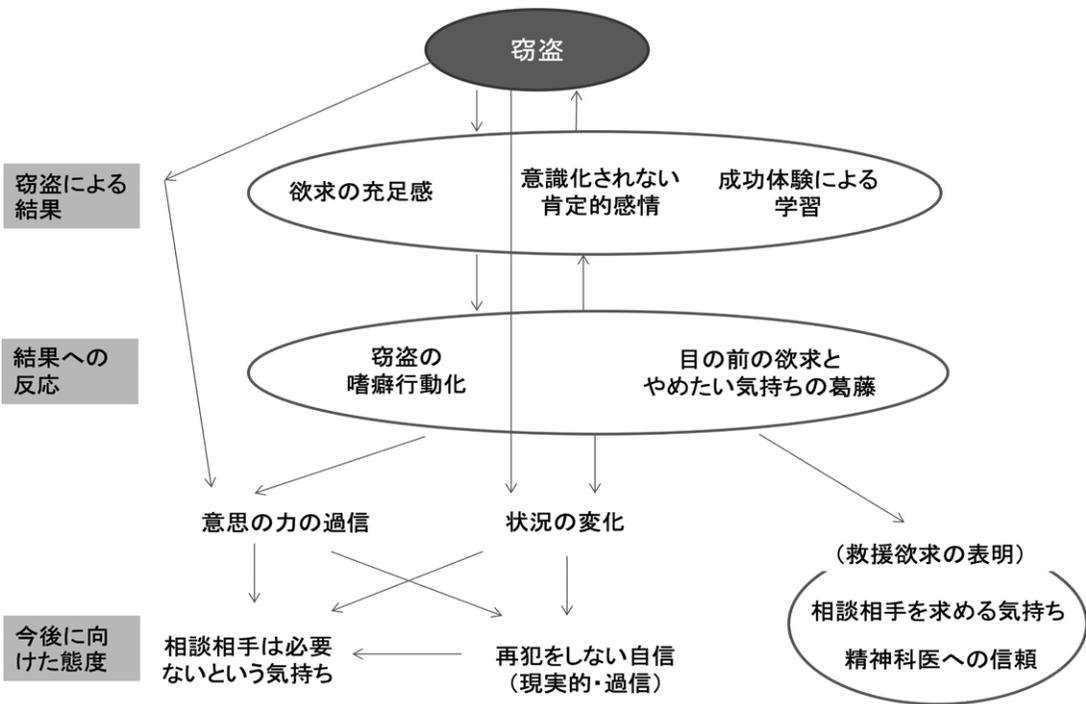
図2 窃盗に至るまでのプロセスの概念図



れていた。これらは窃盗行為の直接的な結果として生じる心理状態であるので「窃盗による結果」と命名した。次に、これらの概念は、窃盗の行為に依存したり嗜癖化したりする「窃盗の嗜癖行動化」や、窃盗をやめたいという気持ちがあるにもかかわらず、欲しいものを楽に手に入れたいたい気持ちとの葛藤が生じ、窃盗を繰り返してしまう「目の前の欲求とやめたい気持ちの葛藤」、自分の意思の力のみで窃盗はやめられると考える「意

思の力の過信」等につながっていた。これらの心理状態は、「窃盗による結果」の反応として生じているため、「結果への反応」と命名した。さらに、これらの概念は、他人に相談したり助けを求めたりする「救援欲求の表明」、「相談相手は必要ないという気持ち」及び「再犯をしない自信」につながっていた。これらは、今後に向けた態度を示しているため、「今後に向けた態度」と命名した。以上のプロセスをまとめると、図3のとおりとなった。

図3 窃盗後のプロセスの概念図



#### 4 実践上の示唆

上記の分析結果を踏まえ、窃盗に至るまでのプロセス及び窃盗後のプロセスの各段階におけるそれぞれの要因に焦点を当てて、窃盗事犯者の保護観察処遇における効果的な処遇の在り方について考察したい。紙面

の都合上、ここでは窃盗に至るまでのプロセスにおける概念図のうちの「間接的ひきがね」、窃盗後のプロセスにおける概念図のうちの「窃盗による結果」及び「結果への反応」に着目して述べていく。

## (1) 「救援欲求の不表明」及び「負担の抱え込み」に焦点を当てた処遇

上記の分析結果から、「救援欲求の不表明」が認められた事例には、「傷つき体験」による対人不信や感情表現の困難等の事情により相談自体が困難であるケースに加え、自分自身に負い目があって相談できないケース、相談しても無駄であると諦めているケース、相談に適した相手がないケースなど、個々の保護観察対象者によって様々な背景事情が存在していたことが明らかになった。

例えば、調査対象者Gは、本件時、今後の生活が不安であったのにもかかわらず、相談の方法を知らなかったために誰にも相談できず、「厳しい社会生活から逃げたい」という気持ちから万引きを行った。しかし、仮釈放後、更生保護施設に帰住し、同施設の職員を信頼し、何でも相談できる気持ちになっていると述べていた。職員から聞き取りを行ったところ、この更生保護施設では、入所者に「相談力」をつけさせることに重点を置いた処遇を行っているとのことであった。個別のカウンセリングやグループミーティングなどの安心できる場で自己開示を行う練習をさせたり、日頃から職員に相談しやすい雰囲気を作って集団生活における葛藤等を積極的に相談させたりするほか、弁護士による法律相談会、医師や保健師による健康相談会などを開催し、専門家に相談できる場を設けたりしている。相談しやすい環境の中で、実際に相談することが問題の解決につながったという経験を積んでもらうと同時に、本人を支援できる社会資源の存在も知ってもらい、「相談力」を高めさせることを

目指しているとのことであった。Gは、このような処遇が功を奏する一例であると考えられる。

救援を求めない保護観察対象者の処遇においては、個々の保護観察対象者について十分にアセスメントを行い、これまでどのような事情で他人に相談することが難しかったのかを明らかにしていく必要がある。その上で、個々の対象者に合った助言や支援をしていくことが重要であるといえる。

## (2) 「家庭内の葛藤」及び「就労上のストレス」に焦点を当てた処遇

「家庭内の葛藤」については、本研究の対象者の中で最も多くの人に共通して見られた要因である。富田ら(2017)も、女性の窃盗事犯者の場合、家族関係や対人関係等に問題があることが多いことを指摘しており、再犯を防止するためには、家族等との人間関係の把握や調整、心理的なサポート等を検討していく必要があること、家族との間の意思疎通等が必ずしも良好に保てない場合には、家族間の調整のために、地方公共団体や地域社会の専門家、保護司等によるサポート体制も必要となることを指摘した。

調査対象者Vの事例は、家族間の調整を行った例である。Vは長年弟夫婦との不和に苦しみ、不和によるストレスや孤立感が窃盗の一因となっていたが、更生保護施設に入所した後、寮の職員からの綿密な助言を受けながら、弟夫婦と手紙や電話でのやり取りをするようになった結果、関係が改善し、精神的に安定した。具体的には、弟から手紙等が来た場合に、寮の職員は「すぐも

うお礼のお返事を書いた方がいいね、時間をおくよりすぐ書いた方がいいよ」といった助言をした。Vによれば、それは、「ちょっとした言葉ですけど、すごい私にとっては大事なこと」であり、「そういうことが向こうにも通じて、そしたら心の交流ができるようになって」いったという。

このように、「家庭内の葛藤」については、「傷つき体験」や「救援欲求の不表明」等の背景事情を踏まえることに加えて、葛藤に対処していくための具体的な助言や支援を行うことが重要である。

さらに、「就労上のストレス」についても、本研究の対象者のうち複数の人に共通して見られた。例えば、発達障害を持っている調査対象者のLは、これまで仕事が覚えられない、対人関係がうまくいかないなどの事情で就労についてストレスを感じてきており、そのストレスが窃盗の一因となっていた。現在職場で同じようなストレスを抱えることもあるが、職場での周囲の人の「頑張っ  
てね」という言葉や、愚痴を聞いてもらえることが大きな励みとなり、ストレスを乗り越えて就労を続けられているとのことだった。保護観察官や保護司の面接においても、このような関わりを通して本人を支えることが有益である。また、調査対象者Gは、就労時間が短いことについて不安を感じていたが、更生保護施設の職員とともに就労先との話し合いを行い、不安な気持ちを伝え、仕事に慣れた頃に就労時間を延ばすこととなり、心理的に安定した。このように、就労先に保護観察中であることを開示している場合は、保護観察官や保護司から就労先に

本人の特性を伝えておいたり、必要に応じて、就労先と本人との話し合いの場を設けたりするなどの働きかけをすることも考えられる。

調査対象者Nは、他人から嫌われることを恐れ、家庭でも職場でも相手の言いなりになり、家族にお金を貸したり、職場で長時間のサービス残業をするなどし、それが窃盗の一因となっていた。本研究の面接調査で、「駄目なことは駄目って、嫌なことは嫌って言えるようにならなきゃいけないなって。結局は」と述べていたことを踏まえると、Nに対しては、自分の気持ちを相手にうまく伝える練習をし、実際の生活場面で実践させていくことが必要であると考えられる。

これらの事例を踏まえると、「家庭内の葛藤」や「就労上のストレス」を軽減するための方法の一つとして、適切な自己主張をする能力を高めることが有益である。例えば、アサーション・トレーニングによって、自分の意見・考え・気持ち・相手への希望などを相手に伝えたいときに、なるべく率直に正直に、しかも、自他ともに尊重するような適切な方法で伝えようとする自己表現を身に付けさせることが考えられる。アサーション・トレーニングの効果としては、コミュニケーション能力を強化するだけでなく、自分の気持ちや考えを認識する自己覚知について学ぶとともに、自尊感情を高めることが指摘されている。

### (3) 「共依存的関係」に焦点を当てた処遇

「共依存的関係」を示した人は、過去に虐待や不適切な養育、喪失体験を経験してい

る場合が少なくなかった。保護観察対象者に生育歴を見つめ直させたり喪失体験に取り組ませることは、有益ではあるが侵襲性が高く、心理的不安定を招き、かえって改善更生の支障となるおそれがあるため、保護観察官や保護司の面接で本人にこれを促すことについては慎重になるべきである。精神科医や臨床心理士によるカウンセリングにつなげることが考えられるが、保護観察官や保護司の面接においては、本人の気付きを待ち、気付きに対して心理的に支えるアプローチをとることが実践的である。

今回の調査対象者の中には、再発防止策として「異性と縁を切る」ことを挙げた人がいた。これは、本人が共依存的関係を断ち切ることが必要であるという気付きを有している徴候といえる。この場合、実際に本人が縁を切ることができるように具体的助言をすることが考えられる。加えて、特定の相手との関係を断ち切るだけでなく、本人が共依存に陥りやすい傾向を持っていることを自覚し、過去の経験を今後の新たな人間関係に生かすことができるように援助していくことも重要である。

このように、「共依存的関係」を示す人については、本人が自分がこのような傾向を持っていることを自覚させることと、気付きがある人に対しては、そこから抜け出す努力を支えることが有益である。

#### (4) 「陰性感情」に焦点を当てた処遇

上記の結果から、「陰性感情」は、「救援欲求の不表明」、「負担の抱え込み」、「家庭内の葛藤」、「就労上のストレス」、「共依存的関係」、

「不遇感」及び「精神疾患」や、その背景にある傷つき体験などの要因から生まれることが明らかになった。これらの問題の改善や適切な対処能力の向上を図ることが、陰性感情に陥ることを予防し、あるいは、深刻化させないことにつながると考えられる。また、陰性感情が生じてしまった場合に、これらの辛い気持ちを他者に語り、それを傾聴してもらうなどの適切な対応策を身に付けることによって、心理的安定を保つことも重要である。本研究における面接調査の場面においても、家庭内の葛藤、負担の抱え込み、精神疾患等で長年辛い思いをしてきたことを涙ながらに語った後、「話を聞いてもらえてスッキリした。自分の気持ちが整理できた」等の肯定的な感想を語っていた人が複数名いた。

なお、杉原(2008)も、更生保護施設へ帰住した常習累犯窃盗の女性に対し事例研究を行い、カウンセリングの有用性を指摘している。

#### (5) 「物への執着」及び「美容への執着」に焦点を当てた処遇

「物への執着」や「美容への執着」については、「家庭内の葛藤」や「就労上のストレス」に加え、「不遇感」や「生活苦」等による「陰性感情」などの背景事情があることが明らかになった。「物への執着」を示した人のうち、2名は盗ったものを食べることや使うことが目的で盗っていたが、2名は盗ったものを必ずしも食べたり使用したりしているわけではなかった。加えて、これら4名は、過去に傷つき体験があった。例えば、おいしそうな和

菓子が欲しいという強い欲求により窃盗を行ったにもかかわらずそれを食べなかったLは、強い不遇感を抱え、他人の幸せが許せないと述べていた。また、きれいなものを見ると盗んでしまい、それを他人にあげることもあると述べたQは、過去に喪失体験やいじめの被害体験があり、さらに長年内縁の夫と結婚できないという葛藤を抱えていた。以上のことを踏まえると、一つの仮説として、このような人は本人に何らかの「満たされなさ」の感情があり、本当に求めているのはその物自体ではなかったことが考えられる。上品できれいな食べ物やアクセサリーは、本人が失ってしまった幸せの象徴であり、窃盗はそれを取り戻そうとする心理機制による行動であるという意味があるのかもしれない。

このような人に対しては、保護観察官の面接や、臨床心理士等によるカウンセリングを通して、なぜ本人がその物に執着してしまうのか、過去を振り返りながら本人と一緒に考えていくことが有用であると考えられる。

#### **(6) 「欲求の充足感」、「意識化されない肯定的感情」及び「窃盗の嗜癖行動化」に焦点を当てた処遇**

「欲求の充足感」や「意識化されない肯定的感情」を示した人の中には、「窃盗によってイライラや寂しさなどの感情が紛れた」旨の発言や、「窃盗をしたからといってすっきりはしないが、他にストレス解消法がないため繰り返していた」旨の発言をした人がいた。実際、「欲求の充足感」を示した11名、「意識化さ

れない肯定的感情」を示した2名の合計13名全員が、家庭内の葛藤や就労上のストレスをはじめ、生活苦、うつ病及び不遇感によるイライラや寂しさ、不安などの陰性感情を抱えていた。

他方、陰性感情が解消・軽減された発言は認められなかった人であっても、見つからずに窃盗できたことについて満足感、安心感を述べていた人がおり、かつ、いずれも陰性感情を抱えていた。そのような事例も、窃盗を成功させ一時的な達成感を得ることで陰性感情を紛らわせようとしていた可能性がある。

窃盗をすることでこのように陰性感情を紛らわせる効果が得られると、この効果が強化子となり窃盗行動が反復され、「窃盗の嗜癖行動化」が生じると考えられる。

このような事例については、例えば、認知行動療法のモデルを利用し、陰性感情や、陰性感情を解消するための窃盗の行動がどのような環境、認知、行動から起こるのかを本人自身に理解させた上で、行動や認知のパターンを変えていくよう援助することが考えられる。「欲求の充足感」や「意識化されない肯定的感情」を示した人たちが述べた再犯防止策の中に、「自分なりの趣味や息抜きの方法、目標等を見つけることで、マイナスの感情を解消したり、気持ちや時間を窃盗や薬物に向けさせないようにして再犯を防ぐ」というものがあった。この方法は上述の「行動のパターンを変える」という意義がある。また、生計を安定させるという目的だけではなく、生活の充実感や満足感を得るために就労を継続したいと述べていた人もおり、こ

れも陰性感情を解消したり達成感を得たりするために行う行動パターンの変化であるといえる。また、「認知」については、「マイナス思考をもっといい方に変えるように努力している」という発言があった。これは、ストレスをためてしまう「認知のパターンを変える」ことであるといえる。

認知行動療法以外には、陰性感情を生む問題自体の解決を図ったり、カウンセリング等で陰性感情を解消したりする方法も、有益であると考えられる。

#### **(7) 「成功体験による学習」及び「目の前の欲求とやめたい気持ちの葛藤」に焦点を当てた処遇**

「成功体験による学習」をした人は、「窃盗をすることで欲しいものを簡単に手に入れることができる」という認知を持っており、窃盗を繰り返していた。これらの人には、目先の比較的小さな利益の方が将来の利益より大きく見えている可能性がある。そこで、窃盗を繰り返すことで生んできた被害者や、本人にもたらされてきた不利益などについて改めて考えさせることを通じて、これまでの認知の修正を図ることが重要である。また、これらの人が将来の価値を軽視してしまう原因として、本人の自己価値が低く、将来の展望を持ってないことが背景にあることも考えられる。そうであるとするならば、保護観察の処遇においては本人を尊重し、本人が自己価値を高められるような働きかけをすることが有益であると考えられる。

また、「目の前の欲求とやめたい気持ちの葛藤」を示した人は、一方で窃盗をやめたい

という考えがあるのにもかかわらず、他方で欲しいものを楽に手に入れたい、お金を節約したいという気持ちとの葛藤が生じて、結果として窃盗を繰り返していた。これらの人に対しては、面接において本人の葛藤を受け止め、支えることによって、本人の中にある葛藤を意識化させ、悩みを広げさせていくことが必要である。十分に葛藤する過程を経ることで、窃盗をやめようという決意や具体的な行動の変化へと進んでいくことができると考えられる。

#### **(8) 「救援欲求の表明」に焦点を当てた処遇**

犯罪後に「救援欲求の表明」を示した人は、「窃盗のことを包み隠さず話せる場が欲しい」と考えていることが共通していた。また、他に相談できる相手がいなかったり、相談相手がいたとしても窃盗のことを話すことが難しいため、保護観察期間満了後も、更生保護施設や保護観察所の職員に相談に乗ってもらいたいと述べる人が含まれていた。行動変化を維持するためには支え手が重要であるとされていることを踏まえると、このようなニーズに対応することが有益である。例えば、保護観察官や更生保護施設が可能な範囲でフォローアップを行っていくことや、地域における自助グループなど、本人が窃盗のことを包み隠さず話せる社会資源につないでいくことが考えられる。ただし、今回の調査対象者の中には、相談相手は求めるものの、犯罪歴のある人とは関わりたくない、自分が犯罪者として見られたくない等の理由により、自助グループへの参加への強い拒否感を示した人がいた。このよ

うな気持ちは自然で健全なものであり、特に、犯罪者というアイデンティティの転換によるものであれば、改善更生の徴表の一つといえる。しかし、自分の問題からの回避や否認である場合には、行動変化の動機付けが低く、再犯を誘発する要因であると考えられる。そこで、このような気持ちを示した人に対しては、その背景にある要因を理解した上で、処遇方法を検討する必要がある。

また、保護観察官や公務員ではなく、犯罪のことも包み隠さず話せるような民間ボランティアのようなものを求める人もいた。このような本人の希望や考えを十分に理解した上で、関係機関と連携することが重要である。

### (9) 「意思の力の過信」、「相談相手は必要ないという気持ち」及び「再犯をしない自信(過信)」に焦点を当てた処遇

窃盗が嗜癖行動化していると自覚しているのにもかかわらず、窃意を意思の力でやめることができると考えている「意思の力の過信」がある人が複数名いた。再犯を防ぐ上で、意思の力は重要なものであり、尊重すべきであるが、これらの人の中には、事件に至った自己の問題点に向き合わず、再犯をしないという意思さえ持っていれば再犯に至らずに済むと考えている人もいた。そこで、まずは本人が事件に至った経緯と向き合い、自分の問題点を認識できているかどうかを判断し、認識できていない場合は、本人の反発を招かないように注意しながら、本人が冷静に事件に直面し、自分の問題点や現実的な対策を考えることができるよう

に支援していくことが重要であるといえる。この際、面接において直面化を行うことも考えられる。カウンセリングにおける直面化とは、クライアントの矛盾、感じていることと言っていること、言っていることと行っていることの不一致について本人の気付きを促し、そこに関心を向けることでクライアントの成長を助けようとする関わりである(平木、1997)。

また、本研究における面接調査においては、防衛的な態度をとり、窃盗について多くを話さなかったり、窃盗については聞かれたくないと述べ、不機嫌な態度をとる人もいた。例えば、調査対象者のCは、過去は忘れたいと述べ、窃盗の動機についてほとんど話そうとしなかった。また、Iは、累3入であるものの、本件の窃盗をしたのはたまたま「逃げたい気持ち」になったからであると述べ、過去の窃盗の動機については話そうとしなかった。この2名は、2名とも、「再犯をしない自信(過信)」を示していた。これらの人の防衛的な態度の背景には、弱い自分を認めたくないという気持ちや、対人不信があると考えられ、その背景には虐待等の傷つき体験がある可能性がある。これらの人に対しては、まずは、無理に防衛と対決したりせず、そのままであることを認めることが必要である。平木(1997)も、「防衛」は、クライアントのこれまでの生活の中で、ストレスや傷つきから自分を護る重要な働きをしてきているので、すぐさま取り去ってしまえばよいということにはならず、防衛に真正面から対決することは危険でもあると述べている。

さらに、「相談相手が必要ないという気持ち」については、「救援欲求の不表明」と同様に、「傷つき体験」による対人不信や感情表現の困難等の背景があると考えられることから、(1)で述べたような処遇を行うことにより、他人へ相談することのハードルを下げ、他人への相談を一つの選択肢にできるような支援をしていくことが有益であると考えられる。

## 5 総合的考察

本研究における質的研究の結果により、保護観察対象者が窃盗を行う背景には様々な要因があり、それらの要因同士が互いに影響を与え合いながら、最終的に窃盗に至るというプロセスが明らかになった。

このような犯罪の要因に対応した処遇を行うためには、まずは窃盗の背景にどのような要因があるか、十分に情報収集を行う必要があると考えられる。そして、得た情報をもとに、背景要因同士がどのような影響を与え合っているのか、適切なアセスメントを行うことが求められる。さらに、アセスメントの結果について、面接の場で本人と共有し、窃盗の背景にどのような要因があるのか本人自身に考えさせることも重要である。この過程を通して、本人自身が現在や過去の自分に向き合い、今後どのようなことに留意し、どのようなことに取り組めば窃盗の再犯を防ぐことができるのかを考える機会を提供することができる。このような面接を行った上で、保護観察官が問題解決のための具体的な助言や支援を行い、本人とともに窃

盗の背景要因となっていた問題の改善を図ることが、再犯防止に有益であると考えられる。

さらに、保護観察官が、その個人的経験のみに依拠することなく、窃盗事犯の保護観察対象者に対して質の高いアセスメントを実施し、処遇技法を活用するためには、その方法や留意事項等について体系化することが有益である。そこで、現在保護観察所で行われている専門的処遇プログラムのように、あらかじめ手順や枠組みの定められたプログラムを作成し、保護観察官がそのプログラムを実施していくことが一つの方法として考えられる。

プログラムの内容としては、まず、本研究における面接調査で行ったように、本件当時の生活状況について、健康面、家庭面、就労面などから詳しく聴取し、窃盗に至った原因や背景要因を探ることが適当である。具体的には、本人と一緒に窃盗の背景にある要因を整理し、本人にとっての間接的ひきがね、直接的ひきがねを特定し、**図1**のような、要因同士の結びつきと窃盗に至るまでのプロセスを示したパス図を作成する。また、本人が窃盗による結果についてどのように考えているのか聴取するとともに、現在の生活状況や今後の生活計画、再犯をしないための方法についても聴取し、**図2**のような、窃盗後のプロセスを示したパス図を作成する。

次に、それぞれの要因へ対処するための具体的方法について検討することが有益であろう。要因については、比較的变化させやすいものとさせにくいものがあると考えら

れることから、変化させやすい要因に焦点を当て、第4節(2)で述べたようなアサーション・トレーニングや認知行動療法、リラプス・プリベンション等の技法も用いながら、対応策について本人と一緒に考えていく。

対応策を作成した後は、本人に日常生活の中で実践させ、保護観察官がその状況を定期的に確認する必要があると考えられる。実践できていない場合や、実践しても効果が感じられない場合は、対応策の問題点や、他の有益な方法について本人と一緒に検討することとする。

このような要素を含んだプログラムを構築することが望まれる。

#### [謝辞]

本研究は、平成29年度法務研究として実施したものです。

本研究の実施に当たって、貴重なお話をいただいた調査対象者の皆さまに感謝申し上げます。また、お忙しい中、調査対象者との日程調整、面接や記録調査の場所の確保など、調査実施のための準備に加え、調査時には日々の処遇の実態について非常に有益なお話を聞かせていただくなど、調査の実施に当たって多大なるご協力をいただいた更生保護施設の職員の皆さま、保護観察所の皆さまに改めて御礼申し上げます。皆さまのご協力なしには本研究は実施できませんでした。

また、研究に専念できる環境を作ってくださいました宮田観察課長、研究の計画段階から分析の方法、論文の執筆の仕方まで親身になってご指導いただいた勝田処遇企画官をはじめ、日頃から温かい励ましやご助言をくださった保護局観察課の方々から感謝申し上げます。

#### 編集部注

本研究の研究結果等を踏まえ、令和2年3月、「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成されましたのでご紹介します。同ワークブックは、女子の窃盗累犯者が再犯を繰り返す過程にはさまざまな特有の要因が絡んでいるとし、それぞれの要因に配慮した処遇方法を説明しています。

#### 参考文献

- 法務総合研究所『犯罪白書(平成28年版)』(2017年)。
- 法務総合研究所『犯罪白書(平成26年版)』(2015年)。
- 戈木クレイグヒル滋子『グラウンデッド・セオリー・アプローチ 理論を生み出すまで』新曜社(2006年)。
- 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践』弘文堂(2003年)。
- 橋本和明『虐待と非行臨床』創元社(2004年)。
- 楠凡之『虐待・いじめ 悲しみから希望へ』高文研(2013年)。
- 平木典子『カウンセリングとは何か』朝日新聞社(1997年)。
- 法務総合研究所『窃盗事犯者に関する研究』法務総合研究所研究部報告57(2017年)。
- 下山晴彦『よくわかる臨床心理学』ミネルヴァ書房(2003年)。
- 杉原紗千子「更生保護施設にカウンセリングの試み(1)ー常習累犯窃盗で9入のS女の場合ー」『犯罪と非行』158(2008年)147-162頁。
- 伊藤絵美『認知療法・認知行動療法カウンセリング初級ワークショップ』星和書店(2005年)。
- シャッド・マルナ『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」ー元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店(2013年)。
- G・アラン・マーラット、デニス・M・ドノバン『リラプス・プリベンション 依存症の新しい治療』日本評論社(2011年)。
- ジョン・グラント&サック・キム『どうしても「あれ」がやめられないあなたへー衝動制御障害という病』文藝春秋(2003年)。
- エドワード・J・カンツィアン&マーク・Jアルバニーズ『人はなぜ依存症になるのかー自己治療としてのアディクションー』星和書店(2013年)。
- 竹村道夫『窃盗癖への対応と治療、700症例の経験から』アディクションと家族、29(3)、207-211(2013年)。

英文タイトル

## Study on treatment of female theft offenders

Kumiko Matsuo

---

Keywords : **female theft offenders, Grounded Theory Approach, treatment program, cognitive behavior therapy**